

# 宮城県公報

行 城 宮  
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区  
(総務部県政情報・文書課)  
宮 城 町 三 丁 目 8 番 1 号  
本 電 話 022(211)2267  
電 話 (毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

ページ

○県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (自然保護課) 一

### 告 示

○産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則 (新産業振興課) 二

○救急医療機関の認定 (医療政策課) 四

○保安林の指定の解除の予定 (二件) (森林整備課) 四

○保安林の指定の解除 (同) (同) 五

○保安林の指定施業要件の変更 (二件) (同) 五

○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 六

○博物館の登録 七

○第九十六回警察官A採用試験の実施

○第九十七回警察官A採用試験の実施

○第九十八回警察官B採用試験の実施

## 規 則

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月一日

○宮城県規則第八号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立自然公園条例施行規則(昭和三十五年宮城県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。  
第五条第七号を次のように改める。

七 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く)、砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、

海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

第五条第七号の次に次の三号を加える。

七の二 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道若しくは同条第五号に規定する都市下水道を改築し、又は増築すること。

七の三 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設、同条第三項及び第四項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設、廃油処理施設、航空保安施設若しくは自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。

七の四 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第三条第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。)又は沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)第二条第一項に規定する沿岸漁業(総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)をいう。以下この口において同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

第五条第十号の五を第十号の六とし、第十号の四の次に次の一号を加える。  
十の五 境界標(不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。)を設置すること。

第五条第十号の六の次に次の七号を加える。

十の七 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の

高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。) すること。  
十の八 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更を除く。)で張り替えること(色彩の変更を伴わないものに限る。)

十の九 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

十の十 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

十の十一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等(以下この条において「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置すること。

十の十二 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。

十の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除の目的で、カメラを設置すること。

第五条第十一号中「宅地内」を「宅地」に改め、同条第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

第五条第十七号中「平成十六年法律第七十八号」を削り、同条第二十六号の二の次に次の二号を加える。

二十六の二の二 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

二十六の二の三 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

第五条第二十七号の十五を同条第二十七号の十六とし、同条第二十七号の十四口中「農作物」を「又は農作物」に改め、同号を同条第二十七号の十五とし、同条第二十七号の十三を同条第二十七号の十四とし、同条第二十七号の十二を同条第二十七号の十三とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七の十三の二 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

第五条中第二十七号の十一を第二十七号の十二とし、第二十七号の十を第二十七号の十一とし、第二十七号の九を第二十七号の十とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七の十の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第五条中第二十七号の八を第二十七号の九とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七の九の二 県立自然公園において鳥獣保護管理法第十四条の二第一項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

第五条中第二十七号の七を第二十七号の八とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七の八の二 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第五条中第二十七号の六を第二十七号の七とし、第二十七号の二から第二十七号の五までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二 認定保護増殖事業等の実施のために条例第十条第三項第十号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

第七条第一号中「第十号の五」を「第十号の十三」に、「第二十六号の二」を「第二十六号の二の三」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九号

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則(平成十一年宮城県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「申請者」を「使用者」に改め、同条第一項中「当たり」を「又は試験等の実施に当たり、」に、「する使用者」を「する使用者又は依頼者」に、「使用者」を「当該使用者又は依頼者」に改める。

別表第一第二号の表材料加工関連機器の項中

平面研削盤 一時間につき 二、〇〇〇円	を	平面研削盤 超音波援用加工装置 ハイスビードカメラ マイクロスコープ (DMS1000) 一時間につき 一、二〇〇円 一時間につき 一、三〇〇円 一時間につき 五〇〇円	に改め、同表電子・情報関連機器の項中	振動試料型磁力計 一時間につき 二、八〇〇円	を	振動試料型磁力計 電源ノイズアナライザ リアルタイムスペクトラムアナライザ (RSA) 一時間につき 二、八〇〇円 一時間につき 一、三〇〇円 一時間につき 一、六〇〇円	に改め、同表工業デザイン関連機器の項中	三次元モデル設計システム (CAD) CAEシステムワークステーション 真空注型機 製品デザイン評価システム (タミーパッケージ作成システム) 一時間につき 六五〇円 一時間につき 二、二〇〇円 一時間につき 五〇〇円 一時間につき 五〇〇円	を
------------------------	---	--	--------------------	---------------------------	---	--	---------------------	--	---

CAEシステムワークステーション 真空注型機 一時間につき 二、二〇〇円 一時間につき 五〇〇円	に、	レーザーカッターシステム レーザーカッターシステム 三次元CADシステム CAD連携CAEシステム UVプリンター グラフィック処理システム 一時間につき 二、六〇〇円 一時間につき 二、六〇〇円 一時間につき 六五〇円 一時間につき 七〇〇円 一時間につき 一、八〇〇円 一時間につき 五〇〇円	に改め、同表食品・バイオテクノロジー関連機器の項中	真空ガス置換包装机 自記分光光度計 水分活性測定システム 一時間につき 五〇〇円 一時間につき 五〇〇円 一時間につき 五〇〇円	を	真空ガス置換包装机 食品熱量測定装置 食品熱量測定装置 (I) CAIHN 一時間につき 五〇〇円 一時間につき 五〇〇円 一時間につき 五〇〇円	に、
---	----	---	---------------------------	---	---	--	----

マイクロプレートウォッシャー	一時間につき	二〇〇円
----------------	--------	------

マイクロプレートウォッシャー	一時間につき	二〇〇円
水分活性測定装置	一時間につき	五〇〇円
食品熱量測定装置(Ⅱ)CAIH M	一時間につき	一、〇〇〇円
紫外可視分光光度計	一時間につき	五〇〇円
モバイル分光測色計	一時間につき	三五〇円

に改め、同表分析・測定関連機器の項中

電界放出型電子プローブマイクロアナライザ (FE-EPMA)	一時間につき	四、七〇〇円
全自動波長分散型蛍光X線分析装置(WDXRF)	一時間につき	二、九〇〇円

電界放出型電子プローブマイクロアナライザ (FE-EPMA)	一時間につき	四、七〇〇円
--------------------------------	--------	--------

アンブル熔閉器	一時間につき	一五〇円
---------	--------	------

アンブル熔閉器	一時間につき	一五〇円
波長分散型蛍光X線分析装置(WDXRF)	一時間につき	三、六〇〇円
ガラスビード作製装置	一時間につき	一、三〇〇円
紫外可視近赤外分光光度計	一時間につき	九〇〇円

に改める。

別表第二第一号の表材料試験の項中

曲げ試験	一件につき	二、一〇〇円
------	-------	--------

曲げ試験	一件につき	二、一〇〇円
圧縮試験(地盤改良土)	一件につき	二、〇〇〇円

に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

### 告 示

○宮城県告示第百四十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成三十一年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
南三陸病院	南三陸町志津川字沼田十四 一三	平成三十一年三月一日	平成三十四年二月二十八日

○宮城県告示第百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十一年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所  
気仙沼市波路上明戸一六二の八、一六二の九、一六二の一三
- 二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十一年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

東松島市野蒜字洲崎七一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十一年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字大沼一七七の二・一七七の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十一年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

塩竈市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

塩竈市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び塩竈市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十一年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十一年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

教育委員会

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名取市増田七丁目四百八十一番、四百八十七番、四百八十一番地先の水路の一部  
 名取市増田八丁目一番十三号  
 小林ヤスヲ

宮城県人事委員会  
 委員長 千葉裕一

○宮城県教育委員会告示第五号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条の規定により、次のとおり博物館として登録した。

平成三十一年三月一日

宮城県教育委員会

- 一 博物館の名称 リアス・アーク美術館
- 二 博物館の所在地 気仙沼市赤岩牧沢百三十八番地五
- 三 設置者の名称及び住所 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合  
 気仙沼市赤岩五駄鱈四十三番地二
- 四 登録記号番号 宮城県第二十六号
- 五 登録年月日 平成三十一年二月二十二日

人事委員会

○第九十六回警察官A採用試験を別冊一のとおり実施する。

平成三十一年三月一日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○第九十七回警察官A採用試験を別冊二のとおり実施する。

平成三十一年三月一日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○第九十八回警察官B採用試験を別冊三のとおり実施する。

平成三十一年三月一日